

1. 尾牙(忘年会)費用の仮払営業税は仮受営業税から控除することはできない(財政部南区国税局-2015/1/13)
2. 労働基準法に従った標準の残業手当は所得税が免税となる(財政部南区国税局-2015/1/8)
3. 営利事業者が海外の関係企業に人員を派遣して技術指導サービスを提供している場合、独立企業間取引原則に適合する収入を受領すべき(財政部南区国税局-2015/1/8)
4. 契約により海外の営利事業者へ利息の純額、または権利金の純額を支払う場合は、総額により源泉徴収しなければならない。(財政部台北国税局-2014/12/31)

公表元	財政部南区国税局
テーマ	尾牙(忘年会)費用の仮払営業税は仮受営業税から控除することはできない
公表内容	<p>会社が年末の尾牙(忘年会)を行う季節が到来したのに伴い、財政部南区国税局は、申告の誤りによる追徴及び罰則を避けるため、会社の尾牙(忘年会)費用の仮払営業税は仮受営業税から控除することができないことを注意喚起している。南区国税局によると、営業税法第19条第1項第4款では、報労として従業員に贈る貨物または役務に係る仮払営業税は、仮受営業税から控除することができないとしている。従って、会社が行う尾牙(忘年会)、送別会等の各従業員の活動費用、社員旅行、誕生日の贈呈品、公傷の慰問の品、社員の冠婚葬祭費用等について、取得した証憑の仮払営業税は仮受営業税から控除することができない。</p> <p>当局が先日行った、甲社の2014年度営業税案件の審査時に、甲社が1月下旬に各贈呈品を100万余元購入したほか、食事費用50万余元を支払っているのを発見したが、その仮払営業税の合計7万余元について、1-2月分の営業税を3月に申告する際に仮受営業税から控除していた。国税局がさらに調査した結果、当該贈呈品及び食事費用は、甲社の年末の尾牙(忘年会)により支給した費用であるため、7万余元の仮払営業税は規定により仮受営業税から控除することができず、甲社は営業税7万余元あまりを追徴され、また罰則も負った。</p> <p>国税局は再度、会社が従業員に報労として贈る貨物または役務に係る仮払営業税は仮受営業税から控除できないことを、注意喚起している。</p>
公表日	2015/1/13

公表元	財政部南区国税局
テーマ	労働基準法に従った標準の残業手当は所得税が免税となる

公表内容	<p>企業が顧客に商品を期限内に引き渡すため、従業員に残業を要する場合があります。これについて、南区国税局が特別に注意喚起しており、従業員が受領した残業手当が労働基準法の規定残業時間数と給与計算基準を超過していない場合は、給与所得には加算されず、課税されない。</p> <p>南区国税局によると、労働基準法第 32 条では、雇用主が延長する従業員の労働時間数は、1 か月に 46 時間を超過してはならない。但し、天災や突発的な事件により、通常の労働時間のほかに労働の必要がある場合には、雇用主は労働時間を延長することができる。</p> <p>即ち、従業員の平日の残業時間は毎月 46 時間以内で、かつ受領する残業手当が労働基準法の規定する残業計算の基準に適合している場合は、所得税が免税となる。国税局はさらに説明し、従業員が休日、特別休暇日、台風及びその他天災による休暇日の勤務により残業したら、その残業時間数は毎月 46 時間の限度に含まれず、受領した残業手当が労働基準法の規定する残業計算の基準に適合している場合も、また所得税が免税となる。</p> <p>当局の例を用いた説明によると、ある機械製造会社の従業員甲さんの 12 月の残業時間数が合計 54 時間とすると、そのうち労働基準法が規定する標準時間の 46 時間分が残業手当の免税に該当し、標準時間を超過する 8 時間分が甲さんの給与所得に加算されて課税される。但し、もしその 8 時間の超過部分が休日の残業時間数に該当する場合は、甲さんの受領した残業手当が労働基準法の規定する残業計算の基準に適合していれば、当該 8 時間分も免税となる。</p> <p>国税局は従業員の権利を保護するため、企業が従業員の残業手当を計算する際、残業基準に注意を払い、免税規定に適合する残業手当がある場合は給与所得に加算しないよう特別に注意喚起している。</p>
公表日	2015/1/8

公表元	財政部南区国税局
テーマ	営利事業者が海外の関係企業に人員を派遣して技術指導サービスを提供している場合、独立企業間取引原則に適合する収入を受領すべき
公表内容	<p>グローバル化により、我が国の企業はグローバルでの分業政策をかなり柔軟化させている。多くの台湾会社は、付加価値の低い製造機能を中国大陸や東南アジア等に移転して加工組立工場を設置するとともに、海外の関係企業に従業員を派遣して技術指導サービスを提供している。財政部南区国税局は、追徴を避けるため、台湾の会社に移転価格に関連する税負担の規定に注意するよう呼びかけている。</p> <p>国税局によると、最近甲社の 2012 年度の営利事業所得税確定申告を審査した際、会社は海外駐在員の給与支払約 800 万元余りを申告していたが、海外関係会社から技術サービス収入を受領しておらず、独立企業間価格原則に合致していなかった。そこで、営利事業所得税非独立企業間移転価格審査準則第 12 条に基づき、比較可能利潤法のうち原価及び営業費用純利益率により、技術サービス収入 1,000 万元あまりを調整した。</p>

	<p>当局の説明によると、上記の審査準則第 5 条に規定するサービスの提供にはマーケティング、管理、事務、技術、人事、研究開発、IT、法律、会計またはその他のサービスが含まれる。従って、営利事業者が海外の関係企業に人員を派遣して上記のサービスを提供している場合は、対応する技術サービス収入を受領すべきである。さらに、収入の条件は、非関係企業へサービス提供する時の収入の条件と相違してはならない。従って、甲社は関係企業へサービスを提供しているにも関わらずサービス収入を受領していないため、費用収益対応の原則に違反していることに加え、独立企業間価格原則にも違反しているため、独立企業間取引に基づいたサービス収入を計算して調整された。</p> <p>当局は、審査による追徴を避けるため、移転価格審査制度の実施に伴い、営利事業者が海外の関係企業に人員を派遣して技術指導サービスを提供している場合は、独立企業間取引原則によった収入を受領すべきことを注意喚起している。</p>
公表日	2015/1/8

公表元	財政部台北国税局
テーマ	契約により海外の営利事業者へ利息の純額、または権利金の純額を支払う場合は、総額により源泉徴収しなければならない
公表内容	<p>財政部台北国税局によると、我が国の営利事業者が外国営利事業者と賃貸借または技術提携契約を締結し、契約により外国営利事業者へ利息、権利金または技術サービス報酬を支払うのであれば、所得税法第 88 条に基づき、総額により源泉徴収しなければならない。</p> <p>当局の説明では、納税義務者が所得税法第 88 条に列挙される各所得を得た場合、源泉徴収義務者が支払う時に各所得の規定の源泉税率により源泉徴収しなければならない。その源泉徴収の計算については、源泉税額を含む支払総額を基準とする。</p> <p>当局の例を用いた説明によると、我が国の営利事業者甲社が外国営利事業者 A 社と技術提携契約を締結し、契約の報酬総額は 500 万元で、契約により外国営利事業者 A 社が受取る技術サービス報酬に係る所得税は、我が国の甲社が負担する場合を考える。すると、甲社が源泉徴収義務者として報酬を支払う時、外国営利事業者が実際に受取る技術サービス報酬と、甲社が負担する源泉税の合計額は 625 万元〔契約総額 500 万元÷(1-源泉税率 20%)〕を源泉徴収の計算基礎とする。従って、甲社の源泉徴収税額は、125 万元〔625 万元×20%〕、支払純額は 500 万元(625 万元-125 万元)となる。</p> <p>当局は源泉徴収義務者に対し、源泉徴収税額の過少による追徴及び罰則を避けるため、外国営利事業者へ利息、権利金または技術サービス報酬を支払い、所得税額を我が国の会社より負担する場合は、源泉税額を計算する時に上記の規定により計算しなければならないことを注意喚起している。</p>
公表日	2014/12/31

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

手続期日		手続内容
自	至	
1/1	2/2	各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各類所得票資料申告
2/1	2/28	資産再評価申請(暦年制を採用する場合)
2/1	2/10	小規模営業人の第 4 四半期(前年度の 10-12 月)の営業税納付
5/1	6/1	営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告
5/1	5/10	小規模営業人の第 1 四半期(1-3 月)の営業税納付
8/1	8/10	小規模営業人の第 2 四半期(4-6 月)の営業税納付
9/1	9/30	営利事業所得税の中間納税申告 (暦年制を採用する場合)
11/1	11/10	小規模営業人の第 3 四半期(7-9 月)の営業税納付
毎月 1 日	毎月 15 日	毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、 要納付税額または還付税額を申告
奇数 月の 1 日	奇数月 の 15 日	営業人が前期(前 2 か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告
会計年度終了 前 1 か月以内		新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

#### EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司、安永圓方国際法律事務所及び財団法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com) をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young, Taiwan  
All Rights Reserved.

APAC no. 14001693

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.ey.com/taiwan](http://www.ey.com/taiwan)